

# いじめ防止対策基本方針



〒405-0011 山梨県山梨市三ヶ所 877 番地

TEL 0553-22-0079

FAX 0553-22-9924

山梨市立後屋敷小学校

(令和8年2月改定)

# いじめ防止のための基本方針

山梨市立後屋敷小学校

本方針は、人権尊重の理念に基づき、すべての児童が充実した学校生活を送ることができるよう、いじめ問題の根絶を目的として策定する。

## I いじめ防止等のための基本的な考え方

### 1 いじめの定義(「いじめ防止対策推進法第2条」を参照)

「いじめ」とは、児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響(※1)を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛(※2)を感じているものをいう。

※1 「物理的な影響」とは身体的な影響のほか金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情調査を行い、児童の感じる被害性に着目して、いじめに該当するか否かを判断する。

※2 例えば、好意から行った行為が意図せずに相手側の児童に心身の苦痛を感じさせてしまったが、すぐに謝罪し良好な関係を再構築した場合は「いじめ」という言葉を使わずに指導する対処もできる。しかし、その場合も法が定義する「いじめ」に該当するため、情報共有することは必要である。

個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立つことが望まれる。また、けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目することが大切である。

### 2 いじめの問題に対する基本的な考え方

「いじめは、どの学校でも、どの学級でも、どの児童にも起こりうる」という基本認識に立ち、児童が安心して学校生活を送ることができるよう学校や家庭、地域が一体となっていじめの防止に取り組んでいかなければならない。また、全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように継続的な児童観察、児童理解を深めていかなければならない。

以上の基本的な考え方を受けて、本校では、学校教育目標に掲げる「心豊かな 思いやりのある子」の育成を通していじめを生まない環境を築くことに努力するとともに、すべての児童が生き生きとした学校生活を送ることができるよう教育活動を推進する。そのために、校長のリーダーシップのもと、全教職員がいじめの問題に対する感性を高め、組織的にいじめの未然防止、早期発見・早期対応に取り組む。

### 3 いじめの基本認識

□いじめ問題には、次のような特質があることを十分に認識して、的確に取り組むことが必要である。

- ① いじめは人権侵害であり、いかなる理由があっても許される行為ではない。
- ② いじめは人間関係のトラブルまたは集団内における権力的な上下関係を機序としているため、いじめられた側及びいじめた側の両方の児童、並びにそれを取り巻く集団等に対し、適切な観察及び調査並びに指導と支援が必要である。
- ③ いじめは教師の児童観や指導の在り方ばかりではなく、学校全体の指導に関する共通理解の在り方と（学校として出来る限りの最大の）チェック機能が問われる問題である。
- ④ いじめは家庭教育や社会の在り方に大きな関わりをもっている。
- ⑤ いじめは学校、家庭、地域社会及び社会全体のすべての関係当事者がそれぞれの課題を認識し、役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。
- ⑥ いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触することがある。

#### 4 人間関係づくりの場としての学校

いじめをなくすために、いじめという行為に目を向け対応することだけが学校に求められていることではない。学習指導要領には以下のように述べている。

小学校学習指導要領：第1章総則

第4「指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項」

2(3)「日ごろから学級経営の充実を図り、教師と児童の信頼関係及び児童相互の好ましい人間関係を育てるとともに児童理解を深め、生徒指導の充実を図ること」

つまり、いじめ対応を含んだ、「好ましい人間関係」を育てることが学校に求められている。

「好ましい人間関係」を育てるとは

- ① 子どもは、はじめから上手な「人間関係づくり」ができるわけではない。
- ② 子どもは、年齢や発達段階に応じた「人間関係づくり」の方法と態度を学んでいかなければならない。
- ③ 子ども、教師、保護者は、学校が「人間関係づくりの練習の場」であることをお互いが理解する必要がある。

\*人間関係づくりには、「人に対して悪いことをしないようにする」ということだけでなく「トラブルがあった時に、自分で解決できるようにする」ということも含まれる。「人間関係の中では必ずいじめがある」と考えるのではなく「人が集まれば必ずトラブルはある。でもいじめは許されない」という考えを基本として、トラブルを早めに発見し、それがいじめのレベルにあるときはすぐに制止することに留意しながら、将来に向けて「人間関係づくり」の基礎を育てていく。

## II 本校におけるいじめの未然防止と事案対処のための取組

### 1 指導について

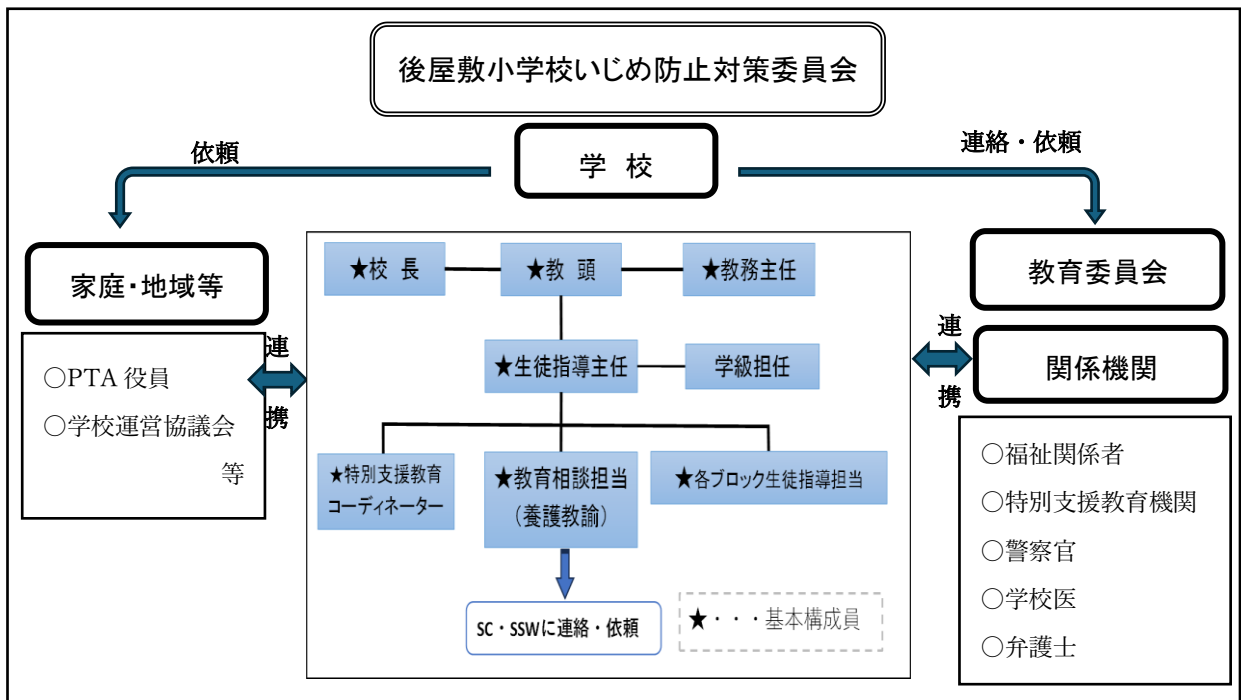
- (1) 担任及び教職員は、学級や学年、学校が児童の心の居場所となるよう配慮し、安心・安全な学校生活を保障するとともに、児童が互いのことを認め合ったり、心のつながりを感じたりする「絆づくり」に取り組む。

- (2) 担任及び教職員は、集団内での所属意識や自信を持った行動を育むため、児童一人ひとりが活躍し、認められる場のある教育活動を推進する。
- (3) 担任及び教職員は、わかりやすい授業を心がけ、基礎・基本の定着を図るとともに、学習に対する達成感・成就感をもたせる。
- (4) 児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人関係能力（の素地）を養うため、全ての教育活動を通じて、道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- (5) いじめ防止の重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な処置として、道徳、学級活動等の充実に努める。
- (6) 保護者、地域住民及びその他の関係者との連携を図りつつ、いじめ防止に資する児童が自主的に行う児童会活動に対する支援を行う。

## 2 いじめ防止対策委員会

本校では、いじめの未然防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行う中核的な組織として「いじめ防止対策委員会」を設置する。

### (1) 構成



### (2) 組織の役割

#### 【未然防止】

- ① いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う。

#### 【早期発見・事案対処】

- ① いじめの早期発見、事案対処のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口となる。
- ② いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報を収集・整理・記録して共有する。
- ③ いじめの疑いに係る情報（いじめが疑われる情報や児童間の人間関係に関する悩みを含む）があった時には、即日臨時の会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係児童に対するアンケート

ート調査・聞き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う。-

- ④いじめの被害児童に対する支援・加害児童に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する。役割
- ⑤複数の教職員が個別に認知した情報や、進学や転校・転学の際に学校間で収集した情報を個別の児童ごとなどに記録し、情報の集約と共有化を図る。
- ⑥いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開催する等、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する。
- ⑦いじめの重大事態の調査を学校主体で行う場合には、調査組織の母体にもなる。

※いじめを発見し、又は相談・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに学校いじめ対策組織に報告し、組織的な対応につなげなければならない。すなわち、特定の教職員がいじめに係る情報を抱え込み、組織に報告を行わないことは、「いじめ防止対策推進法」の規定に違反し得る。また、各教職員は、学校の定めた方針に沿って、いじめに係る情報を適切に記録しておき、組織において情報共有を行った後は、事実関係の確認の上、組織的に対応方針を決定し、いじめを受けた児童を徹底して守り通すことが求められる。いじめを行った児童に対しては、当該児童の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。

#### 【学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組】

- ①学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核となる。
- ②学校いじめ防止基本方針における年間計画（学校いじめ防止指導計画）に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する役割
- ③学校いじめ防止基本方針が当該学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う役割（PDCAサイクルの実行を含む）

### (3) 開催時期

各学期1回（または年に3回）を定例会とする。（各学期の最初の職員会議を定例委員会とする）  
なお、いじめ（いじめの疑いも含む）事案の発生時は臨時開催し、事態の収束まで臨時開催とする。

### 3 保護者の役割について

保護者は、家庭の温かな人間関係の中で、児童がいじめを行わないように、規範意識を養うための指導を行うように努めなければならない。また、保護者は、国、地方公共団体、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめ防止等のための措置に協力するよう努めるとともに、日頃から、いじめの防止等について理解を深め、児童が悩み等を相談できる雰囲気づくりに努めることが大切である。

## 4 学校におけるいじめの防止等に関する措置

### (1) いじめの未然防止

## ① 道徳教育の充実

### ア 道徳科における学習指導の創意工夫

道徳科の指導においては、主題のねらい、児童の道徳性の実態、資料等を総合的にとらえ、児童一人一人が主体的に道徳的に実践力を身に付けられるように指導する。そのために、地域素材や地域の人材等の活用に努めたり、体験活動を活かしたりするなどの創意工夫をする。また、書いたり、話し合ったりするなど表現する機会を充実させ、日常生活や学習の基盤となる道徳性を養うとともに、やり遂げることに働きかける指導、夢や目標をもって生きることの指導を重視する。

### イ 家庭や地域社会との共通理解を深める工夫

学校・家庭・地域社会が一体となった道徳教育の充実を図るために、学校は、家庭や地域社会に道徳の時間の授業を公開したり、学校だよりや学年だより等で道徳教育の取組を紹介したりして、理解と協力を得る。

### ウ 児童理解と評価の工夫

道徳教育における評価は、教師が児童の人間的な成長を見守り、よりよく生きようとする努力の過程を評価し、勇気付ける働きをもつ。観察や会話、作文、質問紙、面接等を利用して道徳性の共感的理解に努め、その結果を指導過程や指導方法の改善などに生かす。

### エ 法教育の工夫

いじめが刑事罰の対象と成りえること、損害賠償責任が発生し得ることや判例を示しながら、人権を守ることの重要性やいじめの法律上の扱いを児童に対して教えるようにする。

さらに懲戒や出席停止制度の適切な運用等、法に則った手続きを知る。(教師、児童ともに)

## ② 早期発見のための措置

以下の取組を確実行うことで、いじめの早期発見に努めるものとする。

- ・けんかやふざけ合い、乱暴な言葉遣い等にも気を配り、いじめに繋がらないよう指導、見守りをする。
- ・生活アンケートの定期実施（年に3回実施する）  
これらの取組の中で、不安要素のある児童、または変化が著しい児童については、生徒指導主任に報告の上、情報共有の場（毎週末終礼）で取り上げるものとする。また、事実確認を行い、いじめの事案として認定される場合には、いじめ防止対策委員会を開設するものとする。いじめの適切な認知をすることは肯定的に評価される。  
\*児童がSOSや情報を出せば、必ず学校が対応することを徹底する。

## ③ 相談体制の整備

- ・スクールカウンセラーとの連携を図るとともに、相談しやすい環境を整える。
- ・児童、保護者及び地域住民からいじめに関する相談などを受けるための相談体制を整備するとともに、いじめに関する相談や通報を受け付けるための電話等による相談窓口や、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等を活用した相談について、広く周知する。
- ・必要に応じ、学年全体の個別面談を設定し、児童の些細な変化や心理的状态を把握することに努める。面談で得た情報を関係職員で共有する。

④ インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

- ・プロフ、ブログ掲示板、リアル、SNS等を対象とした、定期的なネットパトロールを実施する。
- ・県教委資料を活用し、適切なネット利用を啓発する。
- ・後屋敷小学校が定める「一人一台端末活用のルール」を活用して指導する。年度当初には全クラスで指導するようにする。

⑤ 校内研修の充実

いじめをはじめとする生徒指導上の諸課題等に関する校内研修を行う。具体的には、「生徒指導の基本」「いじめの問題の重要性の認識」「校長を中心とした教師の相互理解と協力体制づくり」「道徳教育や特別活動の充実」「望ましい人間関係の育成」等が挙げられる。

⑥ 啓発活動

- ・学校だより、学年だより、学級懇談会等で生活アンケートの結果や学校生活の様子などを話題に上げ、意識の向上を図るものとする。
- ・学校基本方針をHPに掲載する。また「後屋敷小学校いじめ防止対策基本方針」について、年度当初に全教職員で確認するとともに、学校のホームページ等で公開し、児童や保護者に対して、年度当初や入学時に必ず説明する。

【相談機関一覧】

相談窓口名称	運営主体	連絡先
教育相談	市生涯学習課	0553-22-2327
子ども人権110番	法務省	0120-007-110(月～金 8:30～17:15)
子どもの人権eメール	法務省	<a href="https://www.jinken.go.jp/kodomo">https://www.jinken.go.jp/kodomo</a>
やまなし子供SOSダイヤル	相談支援センター	0120-0-78310(24時間体制)
面談による教育相談	相談支援センター	055-267-5887(予約ダイヤル)
子どもの権利相談室やまなしスマイル	県子ども福祉課	055-225-3958
山梨いのちの電話		055-221-4343(火～土 16:00～22:00)
山梨県PTA協議会	山梨県PTA協議会	055-228-1342(月～木 9:00～17:00)
子どもと親と教職員のための教育相談事業	教育四者	0553-20-2738(峡東教育事務所) 0553-33-2635(東山梨教育会館)
山梨大学教育相談室	山梨大学	<a href="mailto:kyoiku_soudan@yamanashi.ac.jp">kyoiku_soudan@yamanashi.ac.jp</a>
ヤングテレホンコーナー	山梨県警	0120-31-7867(月～金 8:30～17:00)

### Ⅲ いじめの問題に対する早期対応

#### 1 いじめの対応についての基本的認識

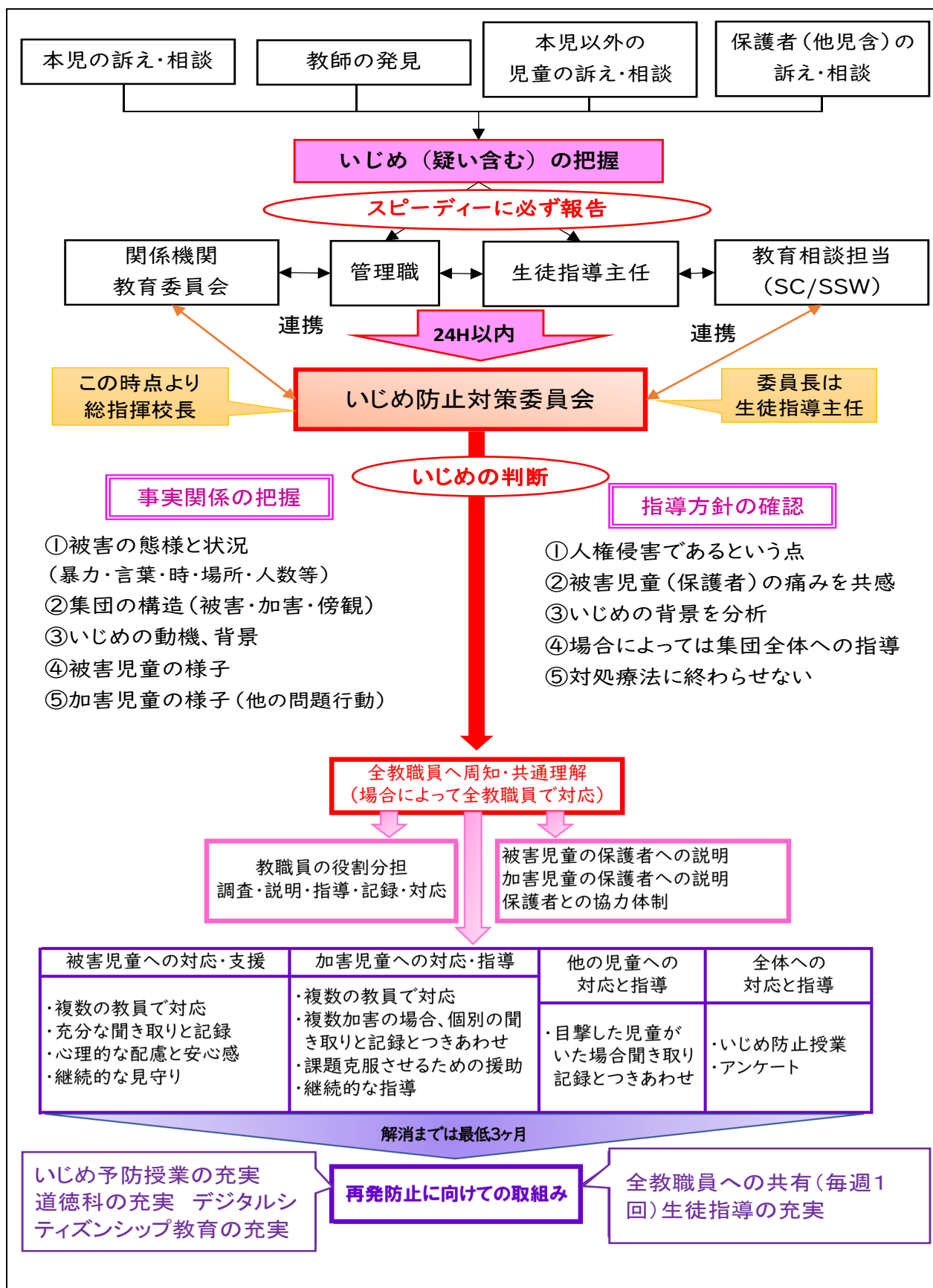
- ・ いじめ問題は組織的に取り組む問題であること
- ・ いじめは「人間として絶対に許されない」という強い認識に立つこと
- ・ いじめ問題に対しては被害者の立場に立って親身になって指導を行うこと
- ・ いじめ問題に関しては加害者の成長支援の観点を忘れないこと
- ・ いじめ問題は、どの学級でも起こり得る問題であること
- ・ 学校、家庭、地域社会等、関係者が一体となって取り組むことが必要であること
- ・ いじめが疑われる事案は、事実確認を確実にを行い必ず生徒指導主任に報告をする。

#### ★観察・情報収集

- ①日常的な観察
- ②生活アンケート（年3回実施）の活用
- ③メモ・日記等の活用
- ④教職員間の情報交換・研修会の開催
- ⑤保護者等からの情報提供
- ⑥SC との面談による情報提供

#### ☆再発防止

- ①児童の心を育てる
  - ・ 生命尊重・思いやりの心・人権尊重など
- ②教師の心・技を磨く
- ③組織的対応力をつける



## 2 いじめが起きた集団への対応

- ① いじめを見ていた児童に対して、自分の問題として捉えさせる。
- ② 学級や児童会で話し合いを行うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、学校内から根絶しようという態度を行き渡らせる。
- ③ 全ての児童が、集団の一員として、互いの人権を尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりをすすめるよう、教職員全体で支援する。

## 3 警察との連携

学校と警察は、児童を加害に向かわせず、被害に合うことから防ぐ等、児童の健全な育成の観点から重要なパートナーであることを認識し、日常的に情報共有や相談を行うことができる連携体制を整備する。また、いじめが犯罪行為として取り扱うべきであると認めるときは、所轄警察署と連携して対処し、対象児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。なお、いじめが犯罪行為に相当し得ると認められる場合には、学校としても、警察への相談・報告を行うことについて、あらかじめ保護者等に対して周知する。学校のみで対応するか判断に迷う場合であっても、いじめを受けた児童や保護者の安心感につながる場合もあることから、警察（学校警察連絡員等）に相談・通報する。その際、警察に相談・通報を行った事案については、学校の設置者にも共有する。学校は、警察から連絡を受けた場合には、緊密に連携しつつ、その捜査又は調査に協力する。警察が捜査・調査中であっても、学校は、警察と連携しつつ、必要な指導・支援を行わなければならない。

「いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携等の徹底について」

[https://www.mext.go.jp/content/20230207-mxt\\_jidou02-00001302904-001.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20230207-mxt_jidou02-00001302904-001.pdf)



### ※警察に相談・通報すべきいじめの事例

- 暴行（刑法第208条）
  - ・ゲームや悪ふざけと称して繰り返し同級生を殴ったり蹴ったりする。
  - ・無理やりズボンを脱がす。
- 傷害（刑法第204条）
  - ・感情を抑えきれずに、ハサミやカッター等の刃物で同級生を切りつけてけがをさせる。
- 強制わいせつ（刑法第176条）
  - ・断れば危害を加えると脅し、性器や胸・お尻を触る。
- 恐喝（刑法第249条）
  - ・断れば危害を加えると脅し、現金を巻き上げる。
  - ・断れば危害を加えると脅し、オンラインゲームのアイテムを購入させる。
- 窃盗（刑法第235条）
  - ・靴や体操服、教科書等の所持品を盗む。 ・財布から現金を盗む。
- 器物損壊等（刑法第261条）

- ・自転車を壊す。
  - ・制服をカッターで切り裂く。
- 強要（刑法第223条）
- ・度胸試しやゲームと称して、無理やり危険な行為や苦痛に感じる行為をさせる。
- 脅迫（刑法第222条）
- ・本人の裸などが写った写真
  - ・動画をインターネット上で拡散すると脅す。
- 名誉毀損、侮辱（刑法第230条、231条）
- ・特定の人物を誹謗中傷するため、インターネット上に実名をあげて、身体的特徴を指摘し、気持ち悪い、不細工などと悪口を書く。
- 自殺関与（刑法第202条）
- ・同級生に対して「死ね」と言って唆し、その同級生が自殺を決意して自殺した。
- 児童ポルノ提供等（児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律第7条）
- ・同級生に対して、スマートフォンで自身の性器や下着姿などの写真・動画を撮影して送るよう指示し、自己のスマートフォンに送らせる。
  - ・同級生の裸の写真・動画を友達1人に送信して提供する。
  - ・同級生の裸の写真・動画をSNS上のグループに送信して多数の者に提供する。
  - ・友達から送られてきた児童ポルノの写真・動画を、性的好奇心を満たす目的でスマートフォン等に保存している。
- 私事性的画像記録提供（リベンジポルノ）（私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律第3条）
- ・元交際相手と別れた腹いせに性的な写真・動画をインターネット上に公表する。

#### 4 ネット上のいじめへの対応

- ① 児童に情報モラルを身に付けさせる指導の充実を図る。また、インターネット上のいじめは刑法上の名誉棄損罪や侮辱罪、民事上の損害賠償請求の対象となり得ることを発達段階に応じて指導する。
- ② インターネット等を通じて行われるいじめを発見したり、通報を受けたりした場合は、職員全員でその詳細について確認し、「いじめ防止対策委員会」で情報を共有するとともに、被害の拡大を避けるため、山梨市教育委員会と連携し、プロバイダなどに情報の削除を求める。
- ③ 児童の生命、心身または財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに日下部警察署に通報し、適切な援助を求める。
- ④ （いじめの発生するメディアが）パソコン、携帯電話やスマートフォン等が大部分であることから、家庭でのインターネットへの利用環境について、家庭の協力を得る。

#### IV 重大事態への対処

##### 1 重大事態の定義

- (1) いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

<例> 身体に重大な傷害、金品等に重大な被害、精神性の疾患を発病、自死を企図等

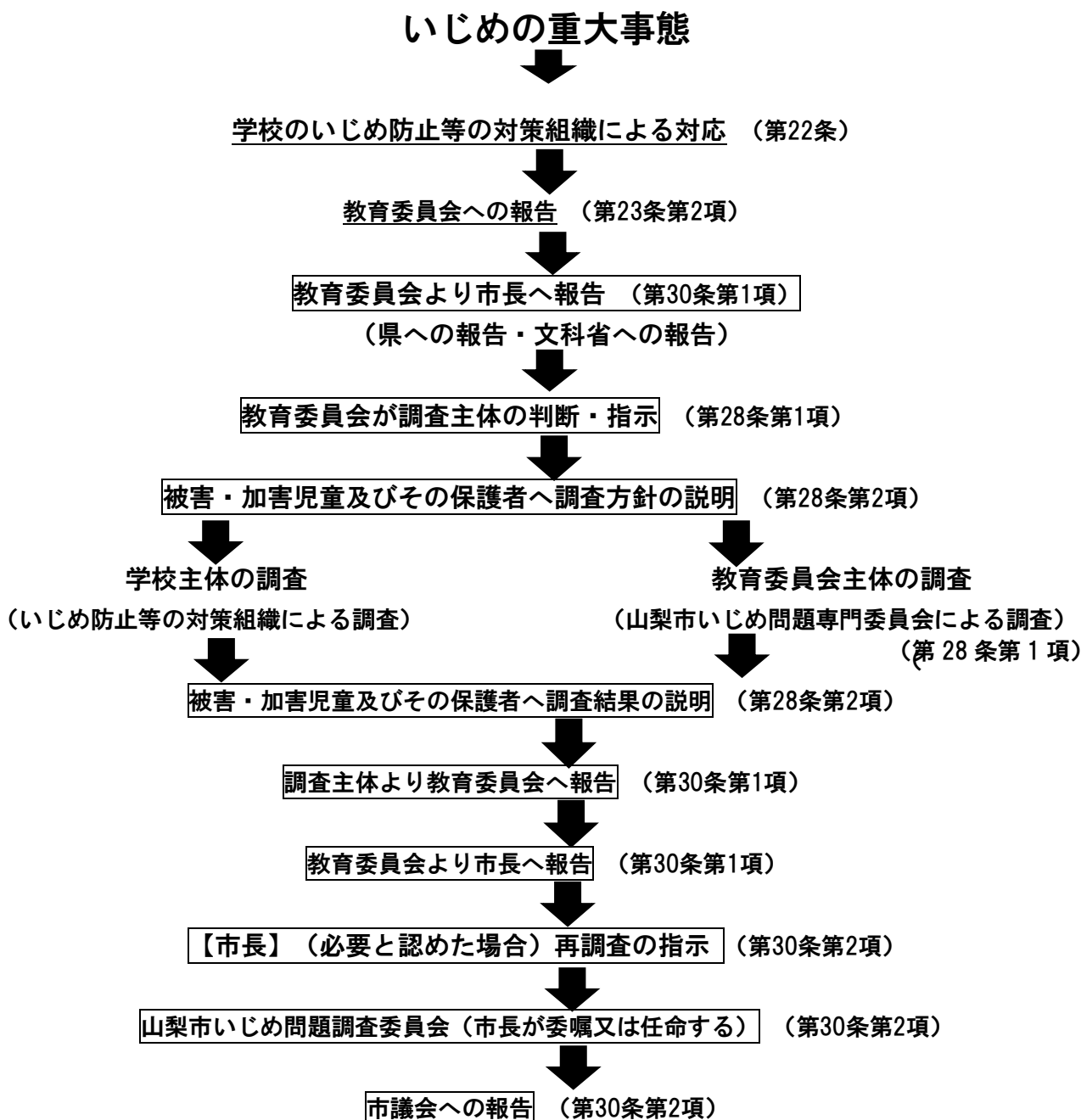
- (2) いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

<例>

年間30日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合は、迅速に調査に着手  
ただし、年間30日はあくまでも目安であるので、(いじめが要因で)児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、(年間30日の)上記目安にかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要

\*なお、児童や保護者からの上記の事態の訴えがあったときには、重大事態ととらえるものである。

【重大事態発生時の対応のフロー図】



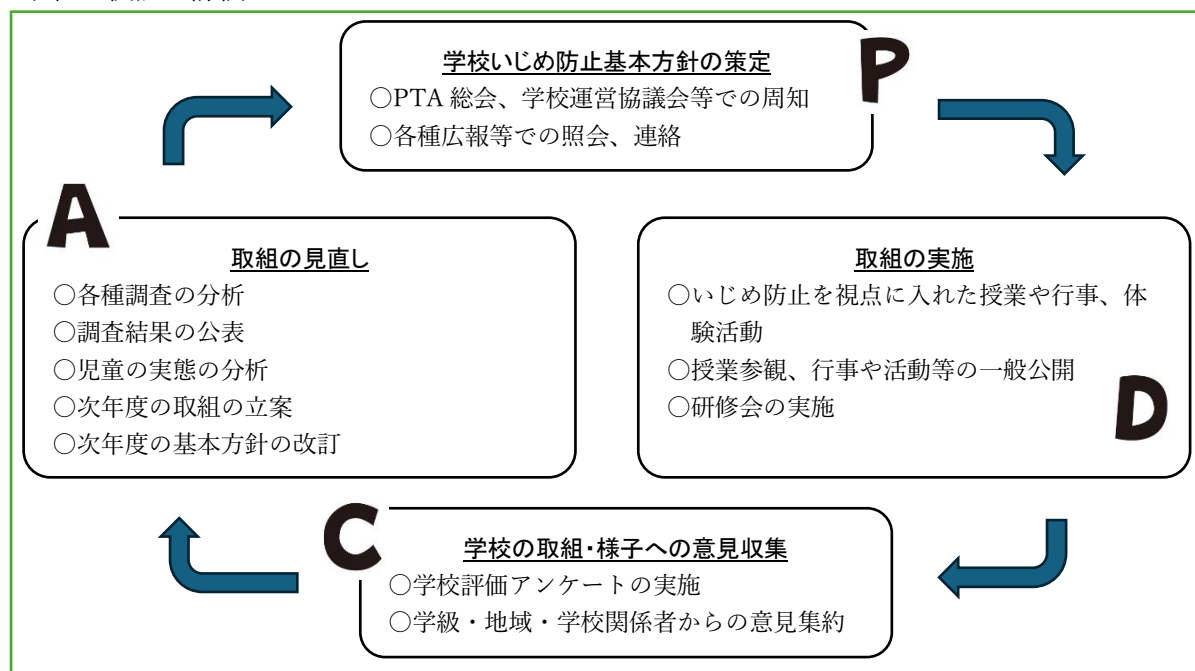
※ ( ) 内は、「いじめ防止対策推進法」の条項を示す

## V その他

### 1 学校評価

学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置づける。

#### ① 取組の検証と評価



### 2 校務の効率化

教職員が児童と向き合い、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするため、校務分掌を適正化し、組織体制を整えるなど、校務の効率化を整える。

### 3 地域や家庭との連携

いじめ防止等にかかわる方針及び取組について、保護者および地域に公開し、理解と協力を得る。また、より多くの大人たちが児童の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築する。

「生徒指導提要（令和4年12月改訂版）」

[https://www.mext.go.jp/content/20230220-mxt\\_jidou01-000024699-201-1.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20230220-mxt_jidou01-000024699-201-1.pdf)



「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン チェックリスト」

[https://www.mext.go.jp/content/20240830-mext\\_jidou01-000037829\\_4.docx](https://www.mext.go.jp/content/20240830-mext_jidou01-000037829_4.docx)

